

予納書の作成要領は、次のとおりです。

例施規様式第35（第38条関係）

	予	納	書				
				(平成	年	月	日)
	特許庁長官	殿					
1	予納台帳番号						
2	予納者						
	識別番号						
	住所又は居所						
	氏名又は名称						
3	納付金額	金				円	
	<hr/>						
	(円)					
	ここに特許印紙をはり付けること						

〔備考〕

- 1 特許印紙の上にもその額を括弧をして記載する。
- 2 その他は、様式第1の備考1から3まで、5、10、13及び16から19まで並びに様式第2の備考1から3までと同様とする。

6. 予納届の失効

予納届をした者が、予納又は手数料等の納付の申出をしない期間が継続して4年に達したときは、当該予納届はその効力を失います（特例法14(3)）。この場合、見込額に残余があれば予納者に対して「予納届失効通知」及び「見込額からの残余の額の返還請求について」を送付します。

7. 予納届をした者の地位の承継

- (1) 予納届をした者が死亡したときは、その相続人（相続人が2人以上いるときは、協議により定められた1人の相続人）は、当該予納届をした者の地位を承継します（例施令1(1)）。
- (2) 予納届をした法人について合併があったとき（予納届をした法人が存続するときを除きます。）は、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、当該予納届をした法人の地位を承継します（例施令1(2)）。
- (3) 予納届をした者の地位を承継した相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その地位について特許庁長官に届け出なければ予納又は手数料等の納付の申出をすることができません（例施令1(3)）。